

可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム
令和6年度の目標・取組内容及び、令和5年度の実績評価

可児市建設部建築指導課
令和6年4月1日

計 画	令和6年度取組内容	令和6年度目標
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 木造住宅の無料耐震診断を実施する。 ii) 木造住宅の耐震改修費(改修設計費含む)に対する一部補助を実施する。 iii) 木造住宅の除却費に対する一部補助を実施する。 iv) ブロック塀等の除却費に対する一部補助を実施する。 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問(耐震啓発ローラー作戦) 令和6年度は、土田・今渡地区の戸別訪問を実施する。 ii) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明等により耐震改修を促進する。 ・耐震診断後、概ね1年を経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメール等により耐震改修を促進する。 iii) 改修事業者等への技術力向上を図り、住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修事業者の技術力向上を目的とした説明会等を年1回以上実施する。 ・耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施する。 iv) 広く一般に対して耐震化の必要性に係る普及・啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌・市ホームページ・ラジオ等による耐震化の必要性を周知する。 ・一般市民を対象とした説明会・セミナー等の開催(年1回)する。 ・パンフレット・チラシの作成・活用し広く制度の周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断戸数: 30件 ・木造住宅の耐震改修工事補助戸数: 4件 ・木造住宅の除却費補助戸数: 4件 ・ブロック塀等の除却費補助件数: 10件
	前年度までの実績	前年度までの実績
		<p>令和5年度までの実績は「可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」4. これまでの実績に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断延べ戸数: 977件 ・木造住宅の耐震改修工事補助延べ戸数: 130件

自己 評価	前年度(令和5年度)の取組実績	前年度(令和5年度)の課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に広報誌(広報かに4月号)により、無料木造住宅耐震診断、建築物耐震診断費及び木造住宅耐震改修工事費補助の周知・案内を実施した。 ・市ホームページ(YouTube外部サイト)により、可児市耐震啓発PR動画(耐震啓発編・耐震診断編・耐震補強編)を配信し耐震化PRの周知を実施した。 ・市庁舎及び地区センターにおいて、耐震啓発のぼり・ポスターを設置し市民の目に止まるよう周知した。 ・7月に無料耐震相談会を実施した。 ・7月に若葉台地区において、戸別訪問(421戸)を実施した。また、戸別訪問期間後に職員による耐震相談を実施した。 ・耐震化促進のため「木造住宅除却工事費の補助制度」を創設して補助制度による支援を行った。 ・耐震啓発用チラシを作成し、制度について広く周知するとともにローラー作戦や啓発活動において有効に活用した。 ・耐震改修事業者リストをホームページで公表し、岐阜県は講習受講者リストをホームページに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・S56年以前に造成された住宅団地の既存住宅は建築後40年以上経過して建替えの時期を迎えている。新耐震基準住宅への建替えが5割程度の地区を調査して重点的に耐震啓発していく必要がある。
		改善策
		<ul style="list-style-type: none"> ・「可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」(第2期計画)に基づいた取組を実施していく。